

大阪労働局発表
令和8年5月28日(木)

【照会先】

大阪労働局雇用環境・均等部 企画課
(代表電話)06-6949-6505

『第13回大阪働き方改革推進会議』を開催いたします。

～ “誰もが安心して働き活躍できる元気な大阪” を目指します～

大阪労働局（局長：高橋 秀誠）では、平成27年度から、大阪働き方改革推進会議を設置し、政労使30の構成機関が団結・連携し、大阪府域における働き方改革を推進してきました。

今回の会議では、今後の大阪府域における働き方改革の指針に新しく「職場のハラスメントの防止」を加え、「令和8年度大阪働き方改革推進会議・基本方針」を策定いたします。

働き方改革を府内全域に浸透・定着させることで、働く方一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現と労働生産性の向上、人材定着を図り、「誰もが安心して働き活躍できる元気な大阪」を目指します。

1 日 時：令和8年6月4日（木） 午後1時30分～3時30分

2 場 所：大阪合同庁舎第4号館 4階 講堂

大阪府中央区大手前4-1-76

3 主な議事：

(1) 令和8年度大阪働き方改革推進会議基本方針（案）について

- ①賃金の引上げのための環境整備と生産性の向上
- ②人材不足が顕著な分野における人材確保対策等
- ③長時間労働の抑制
- ④職場のハラスメントの防止

(2) 構成員・オブザーバーからの情報共有・意見交換

4 構成団体：別添資料参照

◆取材を希望される場合には、事前に大阪労働局雇用環境・均等部企画課（☎06-6949-6505）まで、連絡をお願いします。

◆撮影は、冒頭の大阪労働局長挨拶までですが、傍聴は会議終了まで可能です。

大阪働き方改革推進会議の概要

開催目的

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、働く方々のニーズが多様化する中、働く方が個々の事情に応じた多様な働き方を選択できる社会をつくる「働き方改革」の実行が急務である。働き方改革は、労働生産性の向上や就業機会の拡大、意欲・能力を最大限に発揮できる環境を通じて、成長と分配の好循環にもつながる。

地域の関係者が幅広く情報共有や意見交換を行い、団結・連携し大阪府域における働き方改革に取り組むことを目的に大阪働き方改革推進会議を開催する。

《 大阪の動き 》

2015「大阪働き方改革推進会議」設置

2016～2019

ロードマップの下で相互連携

全国に先駆け金融機関が参画

2020～2022

毎年度実行計画を策定し取組実施

2023～

毎年度基本方針を策定し取組実施

《 政府の動き 》

2017「働き方改革実行計画」策定

2018「働き方改革関連法」成立

「労働施策基本方針」策定

2019「働き方改革関連法」順次施行

2024「働き方改革関連法」全面施行

実施事項

①働き方改革の実行にあたり、大阪府域の課題を踏まえて必要となる関係者の取組方針の決定、連携調整その他必要な情報共有・意見交換等。

②基本方針に定める施策の実施に関する中小企業・小規模事業者への支援策に係る方針決定、連携調整その他必要な情報共有・意見交換等。

構成団体

行政機関	労使団体等	金融機関
<ul style="list-style-type: none">大阪府大阪市堺市大阪労働局近畿総合通信局近畿財務局近畿厚生局近畿農政局近畿経済産業局近畿地方整備局近畿運輸局大阪出入国在留管理局	<ul style="list-style-type: none">連合大阪関西経済連合会大阪商工会議所堺商工会議所大阪府商工会連合会大阪府中小企業団体中央会大阪府社会保険労務士会	<ul style="list-style-type: none">大阪信用金庫池田泉州銀行りそな銀行関西みらい銀行

オブザーバー

近畿税理士会、全国労働保険事務組合連合会大阪支部、大阪産業保健総合支援センター、中央労働委員会事務局西日本事務所、大阪府よろず支援拠点、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

設置根拠

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」第10条の3

設置日

平成27年11月12日